

業										
情報通信業	通信業	○	○							
	放送業	○	○							
	情報サービス業	○	○							
	インターネット附随サービス業	○	○							
	映像・音声・文字情報制作業	○	○							
運輸業，郵便業	道路貨物運送業	○	○	○	○	○	○	○		
	水運業	○								
	航空運輸業	○	○							
	倉庫業	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	運輸に附帯するサービス業	○	○	○	○	○注4	○注4	○		
卸売業，小売業	各種商品卸売業	○	○		○	○	○			
	繊維・衣服等卸売業	○	○							
	飲食料品卸売業	○	○		○				○	○
	建築材料，鉱物・金属材料等卸売業	○	○	○	○	○	○			
	機械器具卸売業	○	○	○	○	○	○			
	その他の卸売業	○	○	○	○				○	○
	各種商品小売業									○注5
	飲食料品小売業									○注5
その他の小売業									○	
学術研究，専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注)

- 1 管理，補助的経済活動を行う事業所，自動車・同附属品製造業及びその他の輸送用機械器具製造業に限る。
- 2 自動車・同附属品製造業及び産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業に限る。
- 3 時計・同部分品製造業，パレット製造業，工業用模型製造業及び情報記録物製造業に限る。
- 4 港湾運送業及び梱包業に限る。
- 5 水産物の小売を行うもの及び対象設備設置者の事業所内において当該対象設備設置者の製品を紹介するために小売を行うものに限る。

(備考)

- 1 立地地域ごとに特定業種として指定するものに○を表記している。
- 2 業種の分類及び名称は，統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類によるものとする。